

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20210203	下電観光バス株式会社 (法人番号 7260001007549) 代表 者永山久人	岡山県岡山市北区厚生町 一丁目2番8号	西大寺営業所	岡山県岡山市東区西大寺 中3丁目1168番地4、1171 番地8(11番17号)	輸送施設の使用停止 (100日車)及び文書警告	道路運送法第27条第3 項、特定地域及び準特 定地域における一般乗 用旅客自動車運送事業 の適正化及び活性化に 関する特別措置法(以 下「タクシー適正化・活 性化法」)第16条の4第1 項	令和元年12月19日及び令和2年2月13日、情報 提供を端緒として監査を実施。9件の違反が認 められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅 客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規 則」)第21条第1項)、(2)点呼の実施義務違反 (運輸規則第24条第1項及び第2項)、(3)点呼の 記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、 (4)点呼記録の不実記載(運輸規則第24条第5 項)、(5)乗務等の記録事項義務違反(運輸規 則第25条第3項)、(6)乗務員台帳の記載事項義 務違反(運輸規則第37条第1項)、(7)特定の運 転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則 第38条第2項)、(8)特定の運転者に対する適性 診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、 (9)運賃届出、運賃変更届出違反(タクシー適正 化・活性化法第16条の4第1項)	10	10
20210225	アシナトランジット株式 会社(法人番号 2240001034112) 代表 者宮口泰彦	広島県府中市鞆飼町700番 地8	福山営業所	広島県福山市東深津町3丁 目1番28号	輸送施設の使用停止 (10日車)及び文書警告	道路運送法第27条第3 項	令和2年1月22日及び同年6月24日、重傷事故 を端緒として監査を実施。8件の違反が認めら れた。(1)疾病・疲労等のおそれのある乗務禁 止違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下 「運輸規則」)第21条第5項)、(2)乗務等の記録 事項義務違反(運輸規則第25条第3項)、(3)乗 務員台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37 条第1項)、(4)運転者に対する指導監督義務違 反(運輸規則第38条第1項)、(5)運転者に対す る指導監督の記録義務違反(運輸規則第38条 第1項)、(6)運転者に対する指導監督の記録 事項義務違反(運輸規則第38条第1項)、(7)特 定の運転者に対する特別な指導義務違反(運 輸規則第38条第2項)、(8)特定の運転者に対 する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条 第2項)	1	1